

# 清和荘居宅介護支援重要事項説明書

(令和6年4月1日)

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-52-3386 (8:00~17:30)  
0276-52-5002 (夜間対応)

## 2. 清和荘居宅介護支援事業所

### (1) 指定番号及びサービス提供地域

事業所名	清和荘居宅介護支援事業所
所在地	群馬県太田市亀岡町280番地
介護保険指定番号	指定居宅介護支援 (太田市1072900051号)
サービスを提供する地域※	太田市・伊勢崎市(旧境町)・熊谷市(旧妻沼町)

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

### (2) 職員体制

	資格	業務内容	合計人数
管理者	主任介護支援専門員	事業管理業務	1名(兼務)
介護支援専門員	介護福祉士 介護支援専門員	サービス計画書作成業務 他	3名 (専従1・兼務1・ 非常勤専従1)

### (3) 営業時間

月曜日～金曜日(8:30~17:30)

※営業しない日 土曜・日曜・祝日 年末年始(12月29日~1月3日)

但し、緊急の場合はこの限りではありません。

## 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ

- ①居宅介護支援契約の締結を行う。
- ②利用者、家族のお話を聞き、ケアプランの原案を作成する。
- ③原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
- ④ケアプランを完成させる。
- ⑤利用者、家族の方にケアプランの承諾をしていただく。
- ⑥サービス事業者に予約をする。
- ⑦サービスがきちんと提供されているか経過観察を行う。

#### 4. 利用料金

##### (1) 利用料

###### ※居宅サービス計画費

要介護1・2・・・・・・・・・1,086単位/月

要介護3・4・5・・・・・・・・・1,411単位/月

###### ※一定の要件を満たさない場合

所定単位数に50/100を乗じた単位数

(2ヶ月以上継続している場合は所定単位数は算定しない)

###### ※同一敷地減算

同一建物に居住する利用者へのケアマネジメントを行ったとき、所定単位数の95%を算定。

###### ※集中減算・・・・・・・・・・-200単位/月

###### ※初回加算・・・・・・・・・・300単位/月

###### ※小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

小規模多機能型居宅介護の利用へと移行する際に、必要な情報を小規模多機能型居宅介護事業所に提供した場合・・・300単位/月

###### ※退院・退所加算

医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合

・・・・退院・退所加算（Ⅰ）イ450単位　ロ600単位

退院・退所加算（Ⅱ）イ600単位　ロ750単位

退院・退所加算（Ⅲ）900単位

###### ※通院時情報連携加算・・・・・・・・50単位/月

利用者が医師又は歯科医師の診療を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

###### ※入院時情報連携加算

病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、必要な情報を提供した場合・・・（Ⅰ）250単位/月（Ⅱ）200単位/月

※地域区分は7級地で、上記の単位数は1単位=10,21円となります。

##### (2) 交通費

サービス提供地域内の方は無料ですが、それ以外の地域の方は介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要となります。

##### (3) 解約料

利用者の都合により、契約後、居宅サービス計画の作成途中で解約した場合は、上記に定められた料金を頂きます。それ以外の方は、料金は一切かかりません。

#### 5. サービスの利用開始と終了

##### (1) サービスの利用開始

最初に当事業所のサービス内容説明をいたします。納得いただいた後、契約締結し、サービス提供を開始します。

## (2) サービスの終了

### ①利用者の方のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出ください。

### ②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書でお知らせするとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

### ③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了させていただきます。

・利用者の方が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の方が要介護認定を受けて非該当（自立）と認定された場合

※この場合、再度条件を満たすことができれば、現在の契約を有効とさせて頂くことができます。

## 6. 当事業所の居宅介護支援の特徴

### (1) 運営方針

①利用者が要介護等状態になっても可能な限り居宅で生活できるよう支援します。

②利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉のサービスが総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。

③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、公正・中立にサービスが提供されるよう留意します。

## 7. 事故発生時の対応

①事業所は、ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及びご利用者のご家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

②事業所は、サービス提供に伴って事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。

## 8. サービスの利用に関する留意事項

### ①入院時における医療機関との連携

ご利用者は、病院又は診療所に入院する必要がある場合は、担当職員の氏名及び連絡先を、当該病院又は診療所に伝えていただきます。

### ②指定サービス事業者等の紹介や説明

ご利用者は、居宅介護支援の提供を受けるに当たり、複数の指定サービス事業者の紹介を求めることや、当該事業所を居宅サービス計画等に位置付けた理由について説明を求めることができます。

9. 虐待の防止について

事業者は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 センター長 齋藤 千明

- ② 成年後見制度の利用を支援します。  
 ③ 苦情解決体制を整備しています。  
 ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。  
 ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等の高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 当事業所のケアプランの訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況は下記のとおりである。

- ① 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	39.0%
通所介護	82.0%
地域密着型通所介護	1%
福祉用具貸与	53.6%

- ② 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一法人によって提供されたものの割合

訪問介護	社会福祉法人明光会 清和荘ホームヘルプステーション	ヘルプステーション ファミリー	
	87%	13%	
通所介護	社会福祉法人明光会 清和荘デイサービスセンター 世良田デイサービスセンター	太田デイトレ センター	デイケアホーム ゆいまーる
	86.1%	4.1%	2.0%
地域密着型通所介護	GENKINEXT 太田藤阿久		
	100%		
福祉用具貸与	(株) エフビー介護 サービス	(株) 栗原医療 器械店	関東メディカル 株式会社
	35.6%	30.2%	31.7%

- ③ 判定期間（令和5年度）  
 前期（3月1日から8月末日）  
 後期（9月1日から2月末日）

## 11. サービス内容に関する苦情

### ①苦情相談担当 センター長 齋藤 千明

当事業所の居宅介護支援に関する苦情、および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての苦情相談を承ります。

0276-52-3386 (8:00~17:30)

### ②その他

当事業所以外にも市町村役場等に苦情相談ができます。

太田市役所 介護サービス課 電話 0276-47-1939

(受付時間 8:30~17:15 土・日・祝除く)

群馬県国民健康保険団体連合会 電話 027-290-1323

(受付時間 9:00~17:00 土・日・祝除く)

伊勢崎市役所 介護サービス課 電話 0270-27-2742

(受付時間 8:30~17:15 土・日・祝除く)

大里広域市町村圏組合 介護保険課 電話 048-501-1330

(受付時間 8:30~17:15 土・日・祝除く)

※サービス提供事業者によるサービスの提供開始に際し、ご本人の身体状況や家庭状況等において、自立支援に向け、的確なより良いサービスの提供をしていただく為に、サービス提供事業者には、知り得た情報を提供致します。